

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金設置規則

令和 5 年 3 月 7 日

規則 2 号

（目的）

第 1 条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置される大学・高専成長分野転換支援基金（以下「基金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（基金の設置）

第 2 条 大学若しくは高等専門学校を設置者又はこれらを設置しようとする者に対する学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。）の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付及びこれに附帯する業務を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に基金を設置する。

（基金の財源）

第 3 条 基金は、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱（令和 5 年 2 月 20 日文科科学大臣決定）に基づき政府から条件を付して交付される補助金及び基金に充ててることを条件として政府以外の者から出えんされる寄附金を財源として構成する。

（基金の資金運用）

第 4 条 基金は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 47 条に規定する方法により運用するものとする。

附 則

この規則は、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱（令和 5 年 2 月 20 日文科科学大臣決定）第 13 条に基づく、大学等成長分野転換支援基金補助金に係る文部科学大臣による額の確定のあった日から施行する。